

2015（平成 27）年 4-6 月期四半期別 GDP 速報の推計方法について

平成 27 年 7 月 30 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 供給側推計について

- ・ 四半期別 GDP 速報（1 次速報値）の推計では、利用する基礎統計について、公表時期の関係から 3 か月目の値が得られないものがあり、その一部については、最初の 2 か月の前年比を用いるなどの方法により、補外推計を行っている。
- ・ こうした方法をとっている供給側推計の品目の一部について、2015（平成 27）年 4-6 月期 1 次速報値においては、2014（平成 26）年 4 月の消費税率改定に伴う駆け込み需要後の反動減（同年 4-6 月期）の影響を踏まえ、以下のとおり補外推計を行う予定である。

< 推計方法の変更を行う品目^(*)（供給側推計） >

推計項目	品目	基礎統計	対応
国内総供給	物品賃貸サービス （一部）	特定サービス産業動態統計 （経済産業省）	欠落月については過去 3 か年 (**) の前月比の平均を欠落月 の前月値に乗じることにより、 補外値を推計する。
	その他の対個人サービス （一部）	特定サービス産業動態統計 （経済産業省）	

(*) 基礎統計の動き及び最終需要への影響等を勘案し、上記 2 品目以外については、通常の推計方法を行う。

(**) 東日本大震災の影響がある 2011 年を除いた、2010、2012、2013 年の値を用いる。

2. 消費者物価指数の再集計に対する対応

- ・ 平成 22 年基準消費者物価指数の再集計¹の四半期別 GDP 速報への反映については、2015（平成 27）年 4-6 月期四半期別 GDP 速報（1 次）から 2016（平成 28）年 7-9 月期四半期別 GDP 速報（1 次）までの間、2013 年 1-3 月期以降の実質値及びデフレータの推計に反映することとする²。

（以 上）

¹ 「小売物価統計調査に係る統計調査員による不正事務の発生に伴う平成 22 年基準消費者物価指数の再集計（平成 27 年 6 月 26 日総務省）」：<http://www.stat.go.jp/data/seigo/cpi/index.htm>

2010 年 1 月分から 2015 年 4 月分について指数の改定が生じている。

² 2016 年度中を目途に対応予定としている国民経済計算の次回基準改定においては、2012 年以前に遡って反映する予定。